

令和6年組合議会2月定例会（令和6年2月15日）

上尾桶川伊奈衛生組合
議会会議録

上尾桶川伊奈衛生組合議会

令和6年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

2月15日(木)	○議事日程	3
	○出席議員	4
	○欠席議員	4
	○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
	○職務のため議場に出席した人	5
	○開会及び開議の宣告	6
	○会議録署名議員の指名	6
	○会期の決定	6
	○議事日程の報告	6
	○諸報告	6
	○管理者提出議案の報告及び上程	7
	○提出議案の説明	7
	○提出議案に対する質疑	16
	○討 論	26
	○採 決	27
	○閉会中の継続審査	28
	○議員派遣の件	28
	○管理者の挨拶	28
	○閉会の宣告	29

○ 招 集 告 示

上尾、桶川、伊奈衛生組合告示第2号

令和6年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月5日

上尾、桶川、伊奈衛生組合
管理者 小野 克典

1 日 時 令和6年2月15日(木) 午前10時

2 場 所 上尾、桶川、伊奈衛生組合議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	細 谷 文 人 議 員	2 番	轟 信 一 議 員
3 番	藤 原 義 春 議 員	4 番	原 田 嘉 明 議 員
5 番	渡 辺 ま や 議 員	6 番	海老原 直 矢 議 員
7 番	近 本 あ ん な 議 員	8 番	斎 藤 哲 雄 議 員
9 番	江 森 誠 一 議 員	10 番	大 沢 淳 議 員
11 番	仲 又 清 美 議 員	12 番	前 島 る り 議 員

不応招議員（なし）

2 月 定 例 会

第 1 日

令和6年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会 2月定例会 第1日

令和6年2月15日（木曜日）

○議 事 日 程

第1 開 会

第2 開 議

第3 会議録署名議員の指名

第4 会期の決定

第5 諸 報 告

第6 管理者提出議案の報告及び上程

第7 提出議案の説明

第8 提出議案に対する質疑

第9 討 論

第10 採 決

第11 閉会中の継続審査

第12 議員派遣の件

第13 閉 会

○出席議員（12名）

1番	細	谷	文	人	議員	
2番	轟		信	一	議員	
3番	藤	原	義	春	議員	
4番	原	田	嘉	明	議員	
5番	渡	辺	ま	や	議員	
6番	海	老	原	直	矢	議員
7番	近	本	あ	ん	な	議員
8番	斎	藤	哲	雄	議員	
9番	江	森	誠	一	議員	
10番	大	沢		淳	議員	
11番	仲	又	清	美	議員	
12番	前	島	る	り	議員	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	小	野	克	典	君
副管理者	畠	山		稔	君
副管理者	大	島		清	君
会計管理者	小	高		稔	君
組合事務局長	滝	瀬	利	二	君
組合事務局長次	大	野		優	君
参与	堀	口	慎	一	君
参与	金	子	由	則	君
参与	柳	川	忠	明	君
参与	矢	代	雅	之	君
参与	濱	野	邦	光	君

○職務のため議場に参加した人

書記長	松澤	義章	君
書記	和田	一駿	君
組合事務局 主 任	監 物	幹 也	君

午前10時00分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（斎藤哲雄議員） ただいまから令和6年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△会議録署名議員の指名

○議長（斎藤哲雄議員） これより議事に入ります。

初めに、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、

2番 轟 信 一 議員

12番 前 島 る り 議員

以上、2名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（斎藤哲雄議員） 次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（斎藤哲雄議員） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

△議事日程の報告

○議長（斎藤哲雄議員） なお、本日の会議日程につきましては、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△諸報告

○議長（斎藤哲雄議員） この際、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため管理者以下関係職員の出席を求めていますので、御了承願います。

次に、現金出納検査報告書につきましては、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

△管理者提出議案の報告及び上程

○議長（斎藤哲雄議員） 次に、本定例会に管理者から第1号議案から第6号議案までの議案6件の提出がありましたので、御報告いたします。

なお、議案はお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△提出議案の説明

○議長（斎藤哲雄議員） 次に、本定例会に管理者から提出されました第1号議案から第6号議案までの議案6件を一括して議題といたします。

管理者から提出議案に対する説明を求めます。

小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） おはようございます。

本日ここに、令和6年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様、御多用にもかかわらず御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会におきまして御審議いただきます第1号議案から第6号議案につきまして、その概要を順次説明させていただきます。

初めに、第1号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、管理者、副管理者及び議会の議員の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものでございます。

次に、第2号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告等に準じて、職員の給料、期末手当及び勤勉手当の改定等をしたいので、この案を提出するものでございます。

次に、第3号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例につきましては、職員の意に反する降給の事由及び失職の特例に関する規定を新たに設けたいので、この案を提出するものでございます。

次に、第4号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例につきましては、長期継続契約を締結することができる契約の内容を見直し、契約事務の効率化を図るため、所要の改正をしたいので、この案を提出する

ものでございます。

次に、第5号議案 令和5年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）でありますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,295万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,671万9,000円としたいので、御提案を申し上げるものでございます。

最後に、第6号議案 令和6年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,610万円とするものでございます。前年度より823万8,000円、率にして3%の増額となったところでございます。

予算編成に当たりましては、当組合は主たる財源が構成市町の負担金であることを認識するとともに、限られた財源ですので、義務的経費の見直しや消費的経費の必要性など十分に精査し、持続可能な衛生環境の維持に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で私の説明を終了させていただきますが、詳細につきましては事務局長から説明しますので、何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（斎藤哲雄議員） 続いて、当局から細部説明を求めます。

滝瀬事務局長。

〔組合事務局長 滝瀬利二君 登壇〕

○組合事務局長（滝瀬利二君） おはようございます。

それでは、第1号議案から第6号議案につきまして、順次補足説明をさせていただきます。

第1号議案を御覧ください。

第1号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例等の一部を改正する条例につきまして補足説明させていただきます。

提案理由といたしましては、管理者、副管理者及び議会の議員の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものでございます。

初めに、改正条例第1条及び第3条におきましては、期末手当の支給月数の改正を行うものでございまして、令和5年12月に支給する正副管理者及び議会議員の期末手当の支給月数を現行の100分の220から100分の230に0.1月分引き上げるものでございます。

次に、第2条及び第4条におきましては、令和6年度から支給する期末手当の支給月数を平準化するため、100分の225に改めるものでございます。

続きまして、附則でございますが、第1項施行期日の規定となり、公布の日から施行いたし

ますが、第2条及び第4条の規定につきましては、令和6年4月1日から適用するものでございます。

次に、第2項は、第1条及び第3条の規定による改正後の規定は、令和5年12月1日から適用するものでございます。

最後に、第3項は、この条例による令和5年12月1日以降に支払われた期末手当については、この条例による改正後の規定に基づいた期末手当の内払とみなし、差額分を支給するものでございます。

以上で、第1号議案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、第2号議案を御覧ください。

第2号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明させていただきます。

提案理由といたしましては、人事院勧告等に準じて、職員の給料及び期末手当及び勤勉手当の改定等をしたいので、この案を提出するものでございます。

初めに、第1条では、第9条の3、住居手当におきまして、条文の整理として細目の整理等を行うものです。内容の変更はございません。

次に、第17条の4、期末手当及び第17条の7、勤勉手当におきましては、期末手当の年間支給月数を現行の100分の120から100分の125に0.05月分引き上げ、次に、勤勉手当の年間支給月数を現行の100分の100から100分の105に0.05月分引き上げるものでございます。期末手当、勤勉手当を合わせまして、総支給割合は0.1月分の引上げでございます。

また、定年前再任用短時間勤務職員につきましても、期末手当では100分の67.5から100分の70に、0.025月分引き上げ、勤勉手当では100分の47.5から100分の50に0.025月分引き上げまして、総支給割合で0.05月分の引上げとなっております。

次に、第2条は、月例給の引上げでございます。公民格差を考慮しまして、若年層に重点を置きつつ、中高年齢層も含め、4ページ以降の表のように引き上げ、改定するものでございます。率にして平均0.8%の引上げとなっております。

次に、第3条では、令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数を平準化するものでございます。

続きまして、附則でございますが、第1項は施行期日の規定となり、この条例は公布の日から施行いたしますが、第3条の規定につきましては令和6年4月1日から適用するものでございます。

次に、第2項は、第2条の規定による給料表の改正は、令和5年4月1日から適用するものでございます。

次に、第3項は、第1条の規定による期末・勤勉手当の改正は、令和5年12月1日から適用するものでございます。

最後に、第4項は、この条例による改正前に支給された令和5年4月1日以後に支払われた給与については、この条例による改正後の規定に基づいて支払われた給与の内払とみなし、差額分の支給をするものでございます。

以上で、第2号議案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、第3号議案を御覧ください。

第3号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明させていただきます。

提案理由といたしましては、職員の意に反する降給の事由及び失職の特例に関する規定を新たに設けたいので、この案を提出するものでございます。

初めに、職員の降給でございますが、降給とは、職員の給料の区分において号給を同一の級の下位の号給に変更することでございます。地方公務員法第27条第2項及び第28条第3項の規定では、降給を行うには、その事由について条例で定めることとされており、今後、人事評価の結果を処遇に反映する場合に当たりまして降給を行う可能性もございますので、規定するものでございます。

次に、失職の特例でございますが、現在地方公務員法第16条第1号の規定によりまして、職員が禁錮以上の刑に処せられた場合は失職するとされておりますが、刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであって刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して、特に必要があると認められるときはその職を失わないようにすることができる旨、地方公務員法第28条第4項の規定に基づき、失職の特例を規定するものでございます。

それでは、議案のほうを御覧いただきたいと思えます。

第1条では、条例の目的を規定しておりまして、降給及び失職の特例を規定するものでございます。

次に、改正後の第2条でございますが、降給の事由といたしまして、職員の勤務実績がよくない場合において必要があると認められるときは、当該職員を降給すると新たに規定するものでございます。

次に、2ページの改正後の第3条第2項において、分限処分の手続に降給を追加するもので

ございます。

次に、改正後の第4条及び第5条につきましては、第2条が追加されましたので、条を繰り下げるものでございます。

次に、改正後の第6条では、第1項で失職の特例を規定し、第2項では失職の特例によりその職を失わないものとされた職員が、その刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その日に職を失うと規定するものでございます。

次の改正後の第7条は、条の繰下げでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、第3号議案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、第4号議案を御覧ください。

第4号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、長期継続契約を締結することができる契約の内容を見直し、契約事務の効率化を図るため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

改正内容といたしましては、第2条の長期継続契約を締結することができる契約において、初めに、第2号では、施設の運転管理業務委託に関する委託契約について、第3号ではソフトウェアの使用許諾を伴う業務契約について、第4号では医療用機器の賃貸借契約について及び第5号では公用車の賃貸借契約を追加しまして、号の繰下げをするものでございます。

以上で、第4号議案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、第5号議案を御覧ください。

第5号議案 令和5年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）の補足説明させていただきます。

今回の補正は、年度末に当たり、歳入歳出について最終的な調整を行った結果に基づき補正をお願いするものでございます。

1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,295万円を減額し、歳入歳出をそれぞれ2億6,671万9,000円とするものでございます。

第2項において、補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものといたしまして、2ページ、3ページに記載しておりますが、詳細につきましては、6ページ以降の事項別明細書でご説明させていただきます。

8 ページを御覧ください。

歳入につきましては、4 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金におきまして、補正前の額1,385万6,000円、補正額1,297万9,000円を減額いたしまして、87万7,000円とするものでございます。

次に、6 款諸収入、2 項雑入、2 目弁償金2万9,000円の増額でございます。こちらは、原子力発電所事故による汚泥等の放射能検査費用を計上するものでございます。

その結果、歳入におきましては1,295万円の減額になったところでございます。

次に、9 ページからを御覧ください。

歳出につきましては、1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費でございますが、補正前の金額664万6,000円から補正額35万円を減額いたしまして、629万6,000円とするものでございます。議会行政視察における執行残でございます。

次に、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございますが、補正前の額1億774万3,000円から補正額119万2,000円を減額し、1億665万1,000円とするものでございます。

減額の内容でございますが、初めに、2 節給料26万6,000円の増におきましては、給与改定による増でございます。

次に、3 節職員手当等18万5,000円の減額におきましては、職員の人事異動によります扶養手当、地域手当、通勤手当の減と給与改定による期末手当及び勤勉手当の増によるものでございます。

次のページの4 節共済費11万5,000円の増におきましては、主に給与改定による共済組合負担金の増によるものでございます。

次に、8 節旅費20万8,000円の減、11 節役務費11万1,000円の減、12 節委託料8 万円の減、13 節使用料及び賃借料58万4,000円の減におきましては、それぞれ執行残によるものでございます。

次のページの17 節備品購入費9 万9,000円の減、18 節負担金、補助及び交付金23万円の減、26 節公課費7 万6,000円の減におきましても、執行残によるものでございます。

次に、3 款事業費、1 項事業費、1 目し尿処理費におきまして、補正前の額1億5,741万7,000円から補正額1,140万8,000円を減額し、1億4,600万9,000円とするものでございます。

初めに、10 節需用費725万5,000円の減におきましては、光熱水費の電気料において当初の見込み単価より少なかったための減、修繕料においては入札執行残によるものでございます。

次に、12 節委託料415万3,000円の減におきましても、入札執行残によるものでございます。

以上、歳出におきましても、1,295万円の減額になったところでございます。

第5号議案 令和5年度一般会計補正予算（第2回）についての説明を終わらせていただきます。

最後になりますが、第6号議案を御覧ください。

第6号議案 令和6年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算について補足説明させていただきます。

それでは、予算書の1ページを御覧ください。

令和6年度上尾、桶川、伊奈衛生組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,610万円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものとするものでございます。

第2条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定めるものでございます。

次の2ページ、3ページでございますが、第1表、歳入歳出予算となっておりますが、詳細につきましては、6ページ以降の事項別明細書により御説明させていただきます。

6ページ、7ページを御覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括でございますが、6ページは歳入、7ページは歳出となっております。

本年度予算額2億8,610万円、前年度予算額2億7,786万2,000円、比較823万8,000円の増でございます。

続きまして、8ページ、9ページを御覧ください。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合市町負担金でございます。予算額2億5,610万円で、前年度予算額2億5,640万円、前年度と比較しまして30万円の減でございます。議長の許可をいただき、第6号議案説明資料を配付させていただきました。令和6年度の各市町の負担割合、負担額は記載のとおりでございます。

次に、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目財産使用料につきましては、前年と同額でございます。

次に、2項手数料、1目処理手数料につきましては、処理手数料1.8トン当たり50円、処理量2万4,300トンを見込み計上いたしました。

次に、3款の財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、前年度と同額ござい

ます。

次に、4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、財政調整のため、財政調整基金から繰り入れるものでございます。

次に、9ページ、5款繰越金でございますが、令和5年度決算の繰越金の決算見込みを計上したものでございます。

次に、6款諸収入、1項組合預金利子は、前年度と同額でございます。

2項雑入につきましては、職員駐車場駐車料及びその他雑入は自動販売機電気料等でございます。

以上が歳入でございます。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。

1款議会費、1項議会費、1目議会費でございますが、本年度予算額661万1,000円で、前年度比較で3万5,000円の減額となっております。主な減額は、前年度の支出実績により、9節公債費の減額でございます。以上が議会費でございます。

続きまして、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。

本年度予算額1億1,966万円でございます。前年度比較1,191万7,000円の増でございます。

節ごとに主な内容を説明させていただきます。

初めに、1節報酬につきましては、前年度と同額でございます。

次に、2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、条例等に基づく人件費でございます。

次に、8節旅費につきましては、前年度比較4万9,000円の減、普通旅費の減額でございます。

次に、9節交際費につきましては、前年度比較10万円の減、前年度支出実績により減額でございます。

次に、10節需用費につきましては、前年度比較7万円の増、消耗品費の小型消火器購入によるものでございます。

次に、11節役務費につきましては、前年度と同額でございます。

次に、11ページから12ページの12節委託料につきましては、前年度と同額でございます。

次に、13節使用料及び賃借料につきましては、前年度比較14万2,000円の増、こちらはノートパソコン借上台数の増によるものでございます。

次に、17節備品購入費につきましては、プリンターの購入でございます。

次に、18節負担金、補助及び交付金につきましては、前年度比較720万円の増、こちらは市町村総合事務組合負担金の職員採用による増及び職員退職による特別負担金の増によるものでございます。

次に、13ページを御覧ください。

26節公課費につきましては、前年度比較7万5,000円の減、汚染負荷量賦課金及び車検台数減による自動車重量税の減でございます。

次に、2目財政管理費につきましては、前年度と同額で、地方財政法第7条に基づく財政調整基金の積立金でございます。

次に、3目公平委員会費におきましては、前年度と比較し、7,000円の減でございます。

続きまして、2款総務費、2項監査委員費でございます。

1目監査委員費は、前年度と同額でございます。

次に、3款事業費、1項事業費、1目し尿処理費でございますが、本年度予算額1億5,378万円でございます。前年度比較363万7,000円の減でございます。

節ごとに主な内容を説明させていただきます。

初めに、需用費、消耗品費におきましては、前年度比較543万円の減で、主に凝集剤購入費及びその他消耗品の機械部品購入費による減でございます。光熱水費におきましては、前年度比較168万円の減、電気代の減でございます。修繕料におきましては、前年度比較1,940万円の減でございます。令和6年度修繕内容は、ポンプ、ブロワ等整備、経年劣化による脱水汚泥等の搬送用のコンベア整備及び定期整備の脱臭設備整備等を計上いたしました。

次に、12節委託料におきましては、前年度比較2,308万9,000円の増でございます。

増額の主な理由でございますが、脱水汚泥等処理委託において、処分先である2社のうち1社が事業休止により、他の処分先に委託することによりまして、2,730万9,000円の増でございます。新規事業につきましては、し尿処理施設基礎調査等業務委託、施設電気設備の保安管理として自家用電気工作物保安管理業務委託を計上いたしました。その他の委託につきましては、毎年及び隔年の定期業務でございます。

次に、15節原材料費につきましては、前年度比較2万円の減でございます。支出実績による減でございます。

次に、18節負担金、補助及び交付金は、前年度と同額でございます。

次に、4款公債費、1項公債費、1目利子につきましては、前年度と同額でございます。

最後に、5款予備費につきましても、前年度と同額でございます。

以上、令和6年度の歳出予算総額は2億8,610万円となり、歳入総額と同額でございます。

以上で、第6号議案 令和6年度一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（斎藤哲雄議員） 以上で、提出議案に対する当局の説明を終わります。

○議長（斎藤哲雄議員） 暫時休憩いたします。

休憩中、提出議案に対する追加の質疑及び提出議案に対する討論のある方は、事務局まで通告書を提出願います。

再開予定時刻は、10時45分とします。

（午前10時37分）

○議長（斎藤哲雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時47分）

△提出議案に対する質疑

○議長（斎藤哲雄議員） これより提出議案に対する質疑を行います。

ただいま質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

発言は、自席で着座にてお願いします。

10番、大沢淳議員。

○10番（大沢 淳議員） 議席番号10番、大沢淳です。

議案に対して質疑いたします。

初めに、第4号議案 長期継続契約を締結することができる契約の条例改正です。

今回の条例改正によって、来年度以降、契約期間の変更を予定している契約が具体的にあるのでしょうか。

次に、第6号議案 令和6年度一般会計予算です。

14ページの委託料、脱水汚泥等処理委託料、脱水汚泥の資源化状況について質問いたします。

次に、予算全体を通して、将来の施設整備・存続について、予算編成と執行に向けての検討状況を質問し、1回目の質疑を終わります。

○議長（斎藤哲雄議員） 10番、大沢議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

大野次長。

○組合事務局次長（大野 優君） それでは、10番、大沢議員さんの御質問に順次お答え申し上げます。

第4号議案の条例改正によって、来年度以降、契約期間の変更を予定している契約についてでございますが、今回の条例改正後に令和6年度において長期継続契約を予定しているものにつきましては、組合例規集のペーパーレス化を考えており、現在の紙媒体例規集を廃止し、新たに例規システムを導入して、そのシステムの使用許諾に伴う例規データの更新の業務委託を長期継続契約として予定しております。

令和6年度以降においては、現在使用しております公用車が購入から13年経過しており、今後、車の状態を見極めながら、長期リース契約するのか購入するのかを検討していきたいと考えているところでございます。また、施設の運転管理業務委託に関する委託契約におきましては、将来的に今後検討していくものと考えております。

次に、第6号議案についての脱水汚泥の資源化状況についてお答え申し上げます。

組合内の脱水汚泥の乾燥焼却設備を平成29年度から休止してありまして、搬入されたし尿及び浄化槽汚泥の組合内での処理を経て発生した脱水汚泥の全量を外部搬出いたしております。現在、こちらのほう、処理委託において資源化しております。

資源化の方法でございますが、1社は、食品廃棄物等を混ぜた後に発酵、肥料化を行い、生産された肥料は主に関東甲信越地域の農地等で使用されていると伺っております。もう1社は、食品廃棄物を混ぜた後に、乾燥、肥料化を行い、生産された肥料は主に関東地方の農地等で使用されると伺っております。

今回委託しております1社が、乾燥設備の故障や老朽化に伴いまして、令和6年度以降は肥料化設備の休止により、組合からの脱水汚泥の搬出ができなくなりますので、新たな事業者へ切り替えて搬出する予定でございます。こちらの業者は、処理方法はガス化熔融処理を行い、発生ガスの発電燃料化や路盤材等に再資源化すると伺っております。

次に、将来の施設設備存続について、予算編成と執行に向けての検討状況についてお答え申し上げます。

組合の稼働しております施設は、稼働から30年以上経過し、施設の老朽化が進んでおりますが、適宜機械設備等の予防保全を実施しております。過去には受入槽や処理水槽の防食整備、令和4年度には施設の外壁屋上防水工事を実施し、処理施設の維持管理を適切に行ってまいりました。本年度は、法律に基づく3年に一度の施設の精密機能検査を現在実施中でございます。

現状、組合においては、施設の老朽化、下水道の普及に伴う搬入量の減少、搬入物の希薄化

による課題が見受けられること、搬入量の減少により設備装置の一部が過大となっていることなど、喫緊に今後の施設について検討する時期に来ております。

今回、令和6年度予算に事業費、委託料として、し尿処理施設基礎調査等業務委託を計上させていただきました。委託の内容でございますが、組合のし尿等処理の現状と課題を整理して、最新のし尿等処理技術の動向調査を行い、し尿等の長期見通しを検討した上で、基幹的整備改良工事による延命化、既存施設へ新たに資源化設備を設置することによる施設リニューアル及び施設更新を含めた施設整備手法の比較・評価を行い、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

10番、大沢淳議員。

○10番（大沢 淳議員） 第4号議案については、再質疑はありません。

第6号議案の一般会計予算ですが、脱水汚泥の処理委託料なんですが、2社のうち1社が、今度は肥料化をやめるということによかったんでしょうか。1社は肥料化を引き続きやるということによろしいのでしょうか。そのまず確認です。

もう一つは、以前は自前で肥料化を行っていた時期があったと思うんですが、今後、自前での、先ほど答弁にあったように、今委託している会社の都合でそれができなくなるという事態もあるわけですから、自前での肥料化の可能性について、もし課題があればそれを教えていただきたいと思えます。

次に、将来の施設なんですが、今後どうするかとって今幾つか例があったんですが、前回の議会でも議論があったように、もう一つは河川放流もしくは下水道放流方式というのも選択肢として検討されていると思うんですが、その2つについて、一般的にどういうものなのかの御説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（斎藤哲雄議員） 10番、大沢淳議員の再質問に対する当局の答弁を求めます。

大野次長。

○組合事務局次長（大野 優君） それでは、大沢議員さんの再質問にお答えいたします。

初めに、2社あった資源肥料化の業者については、1社は肥料化をやめるということですが、なくなるということですね。1社はそのまま肥料化のほうをやっていくということでございます。

次に、自前の肥料化ということでございますが、以前は乾燥汚泥のほうを肥料化させていただいて、それを企業じゃなく民間の方に提供していたのがございますが、地震等、コロナの関係がございましたので、肥料化のほうは見合わせております。今後、自前の肥料の復帰はないと見込んでおります。肥料化にした場合、費用がまたかかってしまい、今、焼却炉のほうを停止しておりますので、その復帰に向けて、復帰に対しての費用がまたかかってしまいますので、現状、自前の肥料化というのは考えておりません。

次に、河川放流、下水道放流の違いかと思うんですが、河川放流のほうは、組合のほうで水処理をして、きれいにした状態で河川に放流するものでございます。下水道放流のほうは、組合に來ましたし尿浄化槽汚泥を、夾雑物を除去した後に薄めて下水道の管につなげまして、埼玉県の下水道公社のほうにその処理のほうをお願いするというようなものでございます。

以上でございます。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

10番、大沢淳議員。

○10番（大沢 淳議員） 要するに、お金をこれからかけて肥料化を自前で進める必要があるのかという判断なんですが、我々、今いらっしゃらない方も多いですが登米市に視察に行つて、その様子を拝見してきたわけですが、あのときお聞きしてきたのは、こうしたし尿の類いの肥料はリン酸が非常に多い。なかなかリンが非常に貴重になってきているという状況の中で、例えば、リンは実とか花にいい影響があるものですから、先ほど関東甲信越とか関東地方に肥料が配布されているとういことでしたが、できれば、資源循環という意味では、やはり構成市町の域内に再び戻したいという気持ちがあります。花や実になるということでは、例えば伊奈町のバラ園にも使えるとか、そういったいろんな感想を一言だけそこでは述べておきたいと思ひます。

次に、施設の今後の将来なんですが、一般論として、下水道放流方式にする場合、こちらの施設としての手間はかからないんじゃないかと推測されるんですが、結局のところ、費用はどういう方式が一番かからないのか。これも来年、委託しているわけで、そこで正確には出てくるんですが、一般的には下水道方式が施設整備という点ではお金がかからないような気がするんですが、そこが実際どうなのかということと、それから人員に対する影響があるのかどうか、施設の在り方によって。それから、3つ目に、下水道放流する場合に、構成市町村は各流域下水道が全部違います。上尾は荒川左岸南部、桶川はすぐその荒川左岸北部、伊奈は中川流域

ということで違いがあるわけなんです、その違いがあることについて、実際に下水道放流する際に何か影響があるものなんでしょうか。

以上です。

○議長（斎藤哲雄議員） 10番、大沢議員の再々質疑に対する当局の答弁を求めます。

大野次長。

○組合事務局次長（大野 優君） それでは、大沢議員さんの再々質問にお答えさせていただきます。

今後、来年度予定しております調査委託のほうに、結果を踏まえまして今後調査研究してまいりますので、御了承願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありますか。

以上で、10番、大沢淳議員の質疑を終わります。

次に、6番、海老原直矢議員。

○6番（海老原直矢議員） 議席番号6番、海老原です。

通告に従い、質疑をさせていただきます。

まず、第2号議案、第3号議案について、特に第3号議案が主ですけれども、本議案の提案に当たって職員団体の意見等は聴取をしたのかどうかお伺いいたします。聴取した場合にはその内容で、聴取していない場合にはその適切な認識についてお伺いをいたします。

続きまして、第6号議案について、まず1点目、2款1項1目の18節市町村総合事務組合特別負担金について、退職に伴ってということでしたが、改めてその内容についてお伺いいたします。

次に、3款1項1目10節の修繕費についても、改めてその詳細な内容、特にその他ということもありますので、その見込みについてお伺いをさせていただきます。

続いて、3款1項1目12節の委託料について、昨年と同様の2月定例会の際にも御説明いただいた内容を、引き続き委託について、特に随意契約の予定の事業者の一覧と、あと委託業務の入札結果に基づいて御説明をお願いいたします。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（斎藤哲雄議員） 6番、海老原直矢議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

滝瀬事務局長。

○組合事務局長（滝瀬利二君） それでは、6番、海老原議員さんの御質問に順次お答え申し

上げます。

初めに、第2号議案、第3号議案の提案に当たって職員団体の意見等は聴取したのか、聴取した場合その内容、聴取しなかった場合適切性の認識についてでございますが、衛生組合におきましては、管理職を除いた職員が現在6名と少数でございます。職員団体などの団体、労働組合などはございまして、意見等の聴取はしておりません。

次に、適切性の認識でございますが、衛生組合は、例規等において人事関係、給与関係等は桶川市に倣っております。第2号議案におきましては、上尾市、桶川市、伊奈町において既に改正、第3号議案におきましては、降給につきましては上尾市、桶川市において既に改正、失職の特例につきましては上尾市、桶川市、伊奈町において既に改正されておりますので、適正性はあると認識しております。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、第6号議案、令和6年度予算での市町村総合事務組合特別負担金の内容についてお答え申し上げます。

内容でございますが、職員の退職に際し、衛生組合が市町村総合事務組合に納める負担金でございます。令和6年3月末で退職する職員の1名分でございます。特別負担金とは、前年度に職員の定年退職、勸奨退職といった退職が発生した場合、新たに加算措置されることとなり、市町村総合事務組合の負担金条例の規定に基づき、退職後の次の年度に特別負担金の支払いが発生するものでございます。

次に、修繕費の詳細の内容につきまして順次お答え申し上げます。

初めに、ポンプ、ブロワ等整備は、処理において主要な機器であるポンプ、ブロワ、破砕機の定期設備整備を実施するものでございます。

次に、コンベア整備でございますが、脱水汚泥及びし渣の搬出の搬送装置（コンベア）について整備を実施するものでございます。

次に、フォークリフト整備でございますが、法令に基づく車両の年次点検及び消耗・摩耗品部品等の交換を実施するものでございます。

次に、その他の修繕といたしまして、施設における突発的・緊急的な機器等の故障への修繕対応として、前年度と同額の200万円を予算計上させていただいたものでございます。

次に、令和5年度の委託業務の入札結果につきましては、議長の許可を得てお配りした資料の令和5年度事業費委託業務入札結果一覧を御覧ください。

横軸に左から、委託業務名、落札金額、契約金額、契約事業者、入札方法となっております。件数は6件、内容につきましては記載のとおりでございます。

最後に、令和6年度の随意契約一覧につきましては、議長の許可を得てお配りした資料の令和6年度事業費委託業務随意契約一覧を御覧ください。

横軸に左から、委託業務名、随意契約理由となっております。脱水汚泥等処理委託、槽清掃処分委託につきましては、随意契約理由として競争入札に適しない契約、施設運転補助業務委託につきましては、特定の施設等から物品を買入れまたは役務の提供を受ける契約、トラックスケール代行検査委託以下3件の業務につきましては、定められた一定額以下の契約によるものでございます。

以上でございます。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

6番、海老原直矢議員。

○6番（海老原直矢議員） 再質疑をいたします。

まず、第3号議案について、今し方、桶川市に準じてということなんですが、ここは条文の内容なので技術的にお答えいただければ結構ですが、特に6条の部分については、6条の失職の特例については、これ法16条第1号というのは、地方公務員法上のものだと思いますけれども、桶川市と上尾市では、これは禁錮刑に限定していて、法16条第1号ということだと禁錮以上ということの現状の法律上の整理になると思うんですが、こちらについてはどのような理由で、参考にしている桶川市とまた違う内容になっているのかというところを改めてお伺いさせていただきます。

第6号議案については、まず1点目の特別負担金については、これは県の条例上の4条の1項の内容でよろしいのかというのが一つ。

修繕費については、昨年度の同様の2月定例会の中で最低制限価格についての御指摘があった際に、管理者から、他自治体も含めて検討していくということがありましたけれども、それについて検討を行ったのかどうかお伺いします。

3点目の委託随意契約については、昨年度の資料を見ると、脱水汚泥等処理委託の部分の競争入札に適しない理由としては、処分場を有する自治体と合意したためというところの法律上の規定にのっとってやっているからという理由だったんですけれども、それでよろしいのかというのがまず1点と、同様の理由でよろしいのかというのがまず1点と、その理由であるならば、先ほど増額理由についてもお話がありましたけれども、今後ずっと同じ内容で、2,500万ぐらい上がっていますけれども、その内容での契約が、今年度予算の審査でありますから今

後も継続するという理解でよろしいのかという部分についてお伺いします。

○議長（斎藤哲雄議員） 暫時休憩いたします。

（午前 11 時 12 分）

○議長（斎藤哲雄議員） 休憩前に引き続き本会議を再開し、質疑を続行いたします。

（午前 11 時 16 分）

○議長（斎藤哲雄議員） 6 番、海老原直矢議員の再質疑に対する当局の答弁を求めます。
大野次長。

○組合事務局次長（大野 優君） それでは、6 番、海老原議員の再質問にお答えいたします。
初めに、失職の特例に関しまして、禁錮とうたわずに、地方公務員法のほうで基づきというふうにしておりますが、こちらのほうは、令和 7 年において禁錮刑及び懲役刑が拘禁刑に改正されるという、令和 7 年に見込みがございますので、その改正がまたもう一回来年改正するようになってしまいますので、改正の都合上、伊奈町さんに倣わせていただきまして、地方公務員法に基づきということで改正させていただきました。

以上でございます。

○議長（斎藤哲雄議員） 滝瀬事務局長。

○組合事務局長（滝瀬利二君） 続きまして、汚泥の委託先、新しくなるところでございますけれども、次年度以降も同じ業者という形になるかと思えます。こちらの業者につきましては、彩の国の資源循環工場内にあるところの業者でございまして、県内でいいますと、この業者しかないというところもございまして。それとあと、衛生組合運転管理などいろいろなことを考えますと、やはり埼玉県内にあるところの業者のほうが、コスト的に考えても有利といえますか、合っているというか、運転を変えるといろんな設備に影響が出てきますので、多少といっても金額は上がってしまいますけれども、県内のほうの業者に今後も同じように委託するような形になっていくかと思えます。

また、委託料の最低制限価格の検討についてでございますけれども……。

〔「修繕のほうです」と言う人あり〕

○組合事務局長（滝瀬利二君） 50 万以上につきましては、最低制限価格を設けてございます。

以上でございます。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありませんか。

一通り終わりました。

6番、海老原直矢議員。

○6番（海老原直矢議員） ありがとうございます。

ごめんなさい、先ほどの最低制限価格のこれは、昨年の同様の2月定例会の答弁で、最低制限価格の設定金額について、現在桶川市を参考にしているけれども、今後、他団体の内容等も含めて調査研究していくという答弁を昨年の同様の定例会で行っているようなので、それについて検討を行った結果、今回の提案の内容等も含めて入っているのかどうかというところをお伺いしていました。なので、そこを改めてお願いいたします。

委託の随契の金額については、今年度、7割増くらいですかね。大きく値上がっているところでありまして、これが今適正だということではありましたが、全体の額の中では非常に大きな割合を占めるところですので、今後そこについては、事業者等との話し合いとか継続していくのかどうかというところについてお伺いします。

○議長（斎藤哲雄議員） 6番、海老原直矢議員の再々質疑に対する当局の答弁を求めます。

滝瀬事務局長。

○組合事務局長（滝瀬利二君） 最低制限価格につきましては、再度検討させていただきます。

また、汚泥処理のほうにつきましても、今後、ほかの業者もいろんなところにありますけれども、そこら辺も十分調査研究しながら、より安くなるような形で、今回、来年度はちょっと高くなりますけれども、そこら辺の検討は引き続きさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありませんか。

以上で、6番、海老原直矢議員の質疑を終わります。

次に、11番、仲又清美議員。

○11番（仲又清美議員） 議席番号11番、仲又清美です。

通告のとおり質問をさせていただきます。

私からは、第6号議案の総括として、今回新年度予算の編成における影響についてということをお伺いします。

新型コロナが5類に移行したこと、また、物価高騰等が今現在まだ落ち着いておりませんが、そういったことも鑑みて、今回の予算編成についてはどのような形で行われたかを伺

いたいと思います。

1回目終わります。

○議長（斎藤哲雄議員） 11番、仲又清美議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

滝瀬事務局長。

○組合事務局長（滝瀬利二君） それでは、11番、仲又議員さんの御質問に順次お答え申し上げます。

新年度予算編成における影響についての①新型コロナが5類に移行したことについてお答え申し上げます。

新型コロナが5類に移行したことについて影響でございますが、状況がコロナ前に戻りつつあるということで、特に影響なく予算編成を作成いたしました。しかしながら、年明け後、季節性インフルエンザの流行や新型コロナウイルス感染者数も県内において再び増加傾向にあるため、当組合は少ない職員数で運営でございますので、管内し尿処理業務に支障を来さぬよう、新年度予算においても必要に応じてアルコール消毒液の購入や職員の感染予防対策等に引き続き努めてまいりたいと考えております。

次に、②の物価高騰等についての予算編成における影響でございますが、燃料の高騰により消耗品費において施設で使用する薬品類や修繕料における部品に値上げがございました。特に事業費において価格の上昇が見受けられました。毎年予算編成に当たりましては、数社から参考見積りを徴取し、前年度と比較し、十分精査を行い予算作成に心がけております。今後も、施設の維持管理、運営に支障を来すことがないように、電気使用量の削減、効率のよい運転など、維持管理面での工夫に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

11番、仲又清美議員。

○11番（仲又清美議員） 御答弁ありがとうございました。

正常に戻ったということで、そこら辺は安心をしたいんですけども、本当に今いろいろな、インフルエンザもありますし、またコロナも形を変えて変わってくるので、ぜひとも職員の皆様の健康管理、また、今後の動向を見ていただいて、しっかりと進めていただきたいと思えます。要望とします。

それから、物価高騰について今御説明があったので承知いたしました。

1点、ちょっと気になっているのが、トラック業界、いろいろ燃料とかも今お話もありましたけれども、こういった法改正も今取り沙汰されております。そんな中で運搬とかもありますので、そこら辺は今後どのように予算編成の中で見ていくのかお伺いします。

2回目終わります。

○議長（斎藤哲雄議員） 11番、仲又清美議員の再質問に対する当局の答弁を求めます。

滝瀬事務局長。

○組合事務局長（滝瀬利二君） 再質問にお答えいたします。

物価高騰等がございますので、引き続き調査研究させていただいて、予算編成については十分精査していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はございませんか。

一通り終わりました。

11番、仲又清美議員。

○11番（仲又清美議員） すみません、通告に合わなかったのでしょうか、トラックの関係の御見解がなかったんですけれども、答えていただければ終わります、これで。

○議長（斎藤哲雄議員） 11番、仲又清美議員の再々質疑に対する当局の答弁を求めます。

滝瀬事務局長。

○組合事務局長（滝瀬利二君） 失礼いたしました。

トラック業界の動向についても注視して、調査研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありますか。

以上で、11番、仲又清美議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（斎藤哲雄議員） 質疑はないものと認め、提出議案に対する質疑を終結いたします。

△ 討 論

○議長（斎藤哲雄議員） これより討論を行います。

ただいま討論の通告はありませんが、討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（斎藤哲雄議員） 討論はないものと認め、討論を終結いたします。

△採 決

○議長（斎藤哲雄議員） これより採決を行います。

初めに、第1号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（斎藤哲雄議員） 起立多数であります。

よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第2号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（斎藤哲雄議員） 起立多数であります。

よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第3号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（斎藤哲雄議員） 起立全員であります。

よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（斎藤哲雄議員） 起立全員であります。

よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案 令和5年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（斎藤哲雄議員） 起立全員であります。

よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案 令和6年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算について、原案のと

おり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（斎藤哲雄議員） 起立全員であります。

よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

△閉会中の継続審査

○議長（斎藤哲雄議員） 次に、議会運営委員長から、所管事務調査事項について特定事件としたい旨の申出がありましたので、議会運営委員会所管事務調査をお手元に配付してあります。

この際、特定事件を議題とします。

お諮りします。

特定事件については、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（斎藤哲雄議員） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

△議員派遣の件

○議長（斎藤哲雄議員） 次に、議員派遣の件を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第163条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣一覧のとおり議員を派遣したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（斎藤哲雄議員） 異議なしと認め、そのように決定しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決した議員派遣について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任をお願いしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（斎藤哲雄議員） 異議なしと認め、そのように決定しました。

△管理者の挨拶

○議長（斎藤哲雄議員） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

この際、挨拶のため管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） それでは、令和6年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例会におきましては、令和6年度の当初予算をはじめとした各議案につきまして、議員の皆様におかれましては熱心に御審議を賜り、いずれも原案どおり御議決をいただきましたこと、心より感謝申し上げます。

ここ数日、大変寒暖差の激しい日が続いておりますけれども、各市町の3月議会を間近に控えておりますので、議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康に御留意いただきまして、御健勝にて御活躍されますことを心からお祈り申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

△閉会の宣告

○議長（斎藤哲雄議員） 以上をもちまして、令和6年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでございました。

午前11時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 齋 藤 哲 雄

議 員 轟 信 一

議 員 前 島 る り

参 考 资 料

議案審議結果一覧表

管理者提出のもの（6件）

議番	案号	件名	提出年月日	議決年月日	結果
1		上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	6 2. 1 5	6 2. 1 5	原案可決
2		上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	6 2. 1 5	6 2. 1 5	原案可決
3		上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	6 2. 1 5	6 2. 1 5	原案可決
4		上尾、桶川、伊奈衛生組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例	6 2. 1 5	6 2. 1 5	原案可決
5		令和5年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）	6 2. 1 5	6 2. 1 5	原案可決
6		令和6年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算	6 2. 1 5	6 2. 1 5	原案可決